

## 伝染病等の診断証明書及び登園許可証明書

下 有 知 保 育 園

組 氏名

1、上記の園児について、下記の病気を診断しました。

(該当する病名の□にレを付けてください)

2、上記の園児について、下記の病気が他児への感染の恐れはないと思われますので、

令和 年 月 日から登園してよいことを証明します。

- インフルエンザ … 発症した5日経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
- 百日咳 … 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか） … 解熱した3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 … 耳下腺、顎下線または舌下線の腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風しん … 発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう） … 全ての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱） … 主要症状が消退した2日を経過するまで
- 結核 … 症状により園区その他の地区において伝染がないと認めるまで
- アデノウイルス感染症 … 主要症状が消退した2日を経過するまで

<下記の病気については、主治医が登園して差し支えないと認めるまで>

- 腸管出血性大腸菌感染症
- ウイルス性肝炎
- ヘルパンギーナ
- 手足口病
- 溶連菌感染症
- ヘルペス性歯肉口内炎
- 流行性角結膜炎（はやり目）
- 乳児嘔吐下痢症（ロタウイルス・ノロウイルス）
- 感染性胃腸炎（小型ウイルス球形・SRSV）
- RSウイルス感染症
- マイコプラズマ肺炎
- 急性出血結膜炎
- その他（ ）

令和 年 月 日

医療機関

医 師